

庁名 大分地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。郵便切手で納 付する際は不要	備 考
		郵便切手の場合									
		500円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	8	15	10	10	10			7550円	7000円 ※上記の基本料金は、当事 者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに200 0円を追加	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに1820円分を追加 (内訳) 500円2枚 110円4枚 100円2枚 50円2枚 40円2枚 ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵 送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、申し立てる各裁判所の 会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてくださ い。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可 能です。
	少額訴訟	8	15	10	10	10			7550円	7000円 ※上記の基本料金は、当事 者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに200 0円を追加	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに1820円分を追加 (内訳) 500円2枚 110円4枚 100円2枚 50円2枚 40円2枚 ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵 送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、申し立てる各裁判所の 会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてくださ い。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可 能です。
民事調停	民事調停		3		3			6	540円	600円 ※当事者が1名増すごとに2 00円を追加	当事者が1名増すごとに220円分を追加 (内訳) 110円2枚 ※現金納付する場合は、申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を 郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、申し立てる各裁判所の 会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてくださ い。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可 能です。
	特定調停		4						440円	500円	※現金納付する場合は、申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を 郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、申し立てる各裁判所の 会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてくださ い。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可 能です。
支払督促	支払督促	2	3						1330円	5000円 ※当事者が1名増すごとに 2000円を追加 ※支払督促申立て時に仮執 行宣言で必要な金額まで納 付してもらいますが、再送達 等により追加納付をお願いす る場合があります。	85円葉書1枚 当事者が1名増すごとに郵便切手1220円分及び85円葉書1枚を追 加 (内訳) 500円2枚 110円2枚 ※現金納付する場合は、申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を 郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、申し立てる各裁判所の 会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてくださ い。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可 能です。
	仮執行宣言	4	4						2440円		85円葉書1枚 当事者が1名増すごとに郵便切手1220円分及び85円葉書1枚を追 加 (内訳) 500円2枚 110円2枚 ※現金納付する場合は、申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を 郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、申し立てる各裁判所の 会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてくださ い。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可 能です。
民事執行	少額債権執行	5	6		2		3		3320円		当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加 (内訳) 命令正本送達分 110円(債権者分) 1220円(債務者分) 1290円(第三債務者分) 陳述書送付分 590円(裁判所送付分) 110円(債権者送付分) ※なお、陳述書送付分は第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみ です。